

2022年4月22日

各位

会社名 バリオセキュア株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲見 吉彦
(コード番号: 4494 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役社長室長 磯江 英子
(TEL. 03-5577-3284)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月22日開催の取締役会において、定款一部変更について、2022年5月25日開催予定の第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 提案の理由

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、感染症や自然災害の影響、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、株主総会の開催方式を拡充することにより株主の皆様の利益を確保するため、いわゆるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第12条(招集)第2項を新設するものであります。

また、上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、附則の当該規定は所定の期日経過後に削除するものといたします。

- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定める第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、附則の当該規定は所定の期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 48 条 第 12 条 (招集) 第 2 項の新設は、産業競争力強化法の規定に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとし、本条の規定は、同日経過後、これを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 49 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 2022 年 5 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 2022 年 5 月 25 日 (予定)

以 上